

道教組短信⑥

2020.4.9

緊急事態宣言を受け、
知事宛に要請書を提出

全北海道教職員組合

政府による緊急事態宣言を受け、要請書を提出 「現行の法律・条例等の活用」「生活保障」を求める

● 新年度から通常通りの学校再開を、道教委が通知

安倍首相は4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」を7都府県対象に発しました。これにより、都道府県知事が「まん延防止策」や「医療・社会的機能の維持」等についての権限を与えられることになります。

「緊急事態宣言」にもとづく「要請・指示」等については、移動の自由や財産権の制約など基本的人権の制限をとまなう一方で、代償措置が明記されていないなどの課題があり、社会的混乱を招かないためにも慎重な運用が求められます。

人々のいのちと健康を守ることを最重要視するとともに、「基本的人権」「個人の尊厳」を守る観点から、道教組は、道高教組、北海道自治労連とともに、4月8日に知事宛の「『緊急事態宣言』に基づく権限の発動についての要請書」を提出しました。

対応にあたった道庁保健福祉部の担当者は、必要な対応を国に求めるとともに、道としても、要請された内容も含め最大限の対応を行いたいとしました。



● 要請内容

1. 憲法の基本的精神をいかし、住民の生命・健康を守るためにできることを、現行の法律・条例等を活用して行うこと。
2. 「要請・指示」等を出した場合の権限の範疇や代償措置について、住民に事前に周知すること。また、住民への説明責任を果たすため、職員や公務公共労働者に周知徹底すること。
3. 労働者や自営業者、フリーランス等に影響を及ぼす場合は、生活補償を最大限行うよう国に働きかけること。
4. 「要請・指示」等を出した場合、住民と直接対応する職員等に対し、十分な説明と応対にかかわるポイントなどを周知徹底すること。また、強いストレスにさらされることが予想されることから、メンタルヘルスなど健康管理についての対策を講じること。